

契約書

■結婚相手紹介サービス入会お申し込みについての注意
本書面についての内容(表面・裏面)をよく読んでから入会お申し込みしてください。

入会申込書

契約日	年 月 日
フリガナ 氏名	Ⓜ
性別	男 ・ 女
住所	
電話	
<input type="checkbox"/>	概要書面に沿って契約内容について説明を受け、パンフレット・個人情報保護規定を確認したうえで本契約に同意します。

役務提供事業者(当社概要)

名称	
住所	
代表者名	Ⓜ
担当者名	
電話	

お客様ご相談窓口(個人情報取扱いに関することも含む)

一般社団法人結婚相談業サポート協会	
Ⓧ 東京都新宿区新宿5丁目18-20	☎ 03-6403-7579

入会申込コース(コース)

①入会金									
②登録料									
③活動サポート費									
④月会費(x ヶ月分)									
⑤お見合い料									
⑥成婚料									
⑦更新料									
その他:									

入会時費用支払額(初期費用)合計

①~③及び④									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(税込)

第1条(会員)

会員とは、本契約書面、その他当社作成の書面を熟読し、その内容を理解した上で、本契約書面に必要事項を記入して当社に入会を申し込み、当社によって会員登録を認められた者をいいます。

第2条(会員資格)

- 会員となるには、次の条件を満たす必要があります。
 - 本契約書面、その他当社作成の書面を熟読し、理解した上、当社所定書面に所定事項を記入し、当社に提出すること
 - 被保佐人、被後見人でないこと
 - 20歳以上の独身で、一定の住所を有すること
 - 男性の場合、安定した収入があること
 - 暴力団等の反社会的勢力関係者でないこと
 - その他別紙記載の条件を満たすこと

第3条(当社の提供するサービス)

- 当社の提供するサービスは、結婚を希望する者への異性の紹介及びこれに付随関連する以下のサービスです。尚、お見合い、ご交際、ご結婚を保証するものではありません。
 - 会員情報登録事務
 - 検索システム提供等
 - お見合いセッティング
 - ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
 - その他上記に付随関連するサービス

第4条(サービス料等)

- 本契約における各種サービス料の定義は以下の通りです。
 - 入会金：入会時に必要となる各種事務手数料です。
 - 登録料：プロフィールアルバムやJBA等のお見合いシステムへの登録、その他登録に要する料金です。
 - 活動サポート費：登録情報・データベース管理、ご交際・ご成婚に向けた活動へのサポートを受けるのに要する料金です。
 - 月会費：会員として活動する為の料金です。交際中も必要とします。
 - お見合い料：お見合い1回につき要する料金です。
 - 成婚料：成婚に至ったときにお支払いいただく料金です。尚、結婚、婚約またはそれらと同等の成果(「結婚の口約束」交際期間が__ヶ月を経過した場合)などは「成婚」とみなします(以下同様)。また「成婚」における相手とは、当社会員に限らず当社紹介にかかる他社会員等を含むものとします。
 - 上記以外の料金は、別枠に記載の通りです。
- 支払い時期及び方法は、下記の通りです。
 - 入会時費用は、原則一括払いとし、入会時に本契約書面を取り交わした日より__日以内に(現金・振込・クレジットカード)にて支払うものとします。入会時費用を分割払いで支払う場合、初月__円とし、以降は、月々__円 支払回数__回にて(現金・振込・口座振替・クレジットカード)により支払うものとします。
 - 月会費は、毎月__日に(現金・振込・口座振替・クレジットカード)にて支払うものとします。それ以外は都度、当社指定の方法にて支払うものとします。月会費のストップは2ヶ月前の申し出とします。

第5条(サービス提供期間等)

- サービス提供期間は、契約日から__ヶ月となります。
- 契約更新、休会及び退会については、別紙で定める通りです。
- 退会・休会の月会費ストップの申請は、2ヶ月前とします。

第6条(保全措置)

入会金その他前受金について特段の保全措置を講じていません。

第7条(クーリング・オフ)

- 会員は、結婚相手紹介サービス入会申込の契約書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面または電磁的記録により会員登録に関する契約の解除(クーリング・オフ)ができます。
- 会員は、当社若しくはその役職員が第1項に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために第1項の解除を行わなかった場合、当社から第1項に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過するまでは、書面または電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。
- 第1項の解除は、その解除を行う旨の書面若しくは電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
- 第1項の解除があった場合において、当社は、その解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
- 第1項の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
- 第1項の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

第8条(中途解約)

- 会員は、本契約書面を受領した日から8日間を経過した後(当社若しくはその役職員が前条に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために前条の解除を行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過した後)においては、書面により将来に向かって会員登録に関する契約の解除ができます。
- 当社は、前項の規定により会員登録に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、次の各号に定める額を超える額の金銭の支払いを請求することができません。
 - 解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額
 - 提供されたサービスの対価に相当する額
 - 2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額
 - その解除がサービス提供開始前である場合3万円

第9条(サービス提供の停止、終了)

- 当社は、会員が次に掲げる場合に該当するときは、サービス提供を停止することができます。
 - 会員の責務に違反していることが疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合
 - 会員資格を満たしていないと疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合
 - 当社、会員又は第三者に回復困難な損害発生の可能性があり、当社がその損害発生回避のために必要であると判断した場合
- サービス提供は、次に掲げる場合に終了します。
 - 会員登録に関する契約が解除された場合
 - 会員が結婚した場合
 - 会員期間が満了し更新を行わなかった時
 - 会員が死亡した場合
 - 会員登録が抹消された場合

第10条(会員の責務)

- 以下に定める会員の責務を怠ったことに起因する一切の損害と負担は、会員に帰属するものとします。
 - 会員活動は自己の結婚相手を探す目的とする。
 - 会員活動又は当社を通じて成立した交際において知り得た他の会員及び当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷すること、及び名誉、又は信用を毀損する行為をしてはいけません。
 - 入会時に当社が指定した提出書類及び自己のプロフィールデータ、その他の登録事項に虚偽の内容を記載してはいけません。
 - 会員活動又は当社を通じて成立した交際における自己の行為について一切の責任を負うものとし、その過程又は結果において、自己、他の会員もしくは第三者に損害が生じた場合、自己の責任と負担において解決するものとし、当社に対し損害賠償の請求はできません。
 - 会員は、会員たる地位、会員専用のインターネット会員検索サービスのID、パスワード等を第三者に提供、または共用してはいけません。また、方法を問わず譲渡、貸与、提供、販売、名義変更等、及び質権の設定その他の担保に供する行為をしてはいけません。
 - 提出情報に変更があった場合、直ちに所定方法にて登録事項を変更、又は当社に届け出してください。
 - 会員情報の内容やお見合いの相手の個人情報など、当社を通じて入手した情報を当社の許可なく印刷、改ざん、廃棄、流用、及び第三者への漏洩などをしてはいけません。
 - 自己のプロフィールやその他会員情報が、入会希望者や会員によって閲覧されることを承諾します。
 - 会員ID及びパスワードを盗用された場合は速やかに当社に連絡してください。尚、会員の故意又は過失により第三者が当該会員の会員ID及びパスワードを不正に使用したことにより生じた損害については、自己の責任と負担において解決してください。
 - 上位各号の他、会員は、本契約に反する行為、法令、公序良俗に反する行為、当社の運営を妨害する行為、その他、他の会員、当社又は第三者に不利益を与える行為をしてはいけません。
 - 他の会員の会員ID、パスワードを使用してはいけません。
 - 会員は、他の会員、当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の財産権、プライバシー又は肖像権を侵害する行為をしてはいけません。
 - 会員は、いかなる手段によっても、当社の設備の利用又は運営に支障を与える行為をしてはいけません。

第11条(中途解約時の返金)

- 中途解約時において、未提供役務に相当する前受金がある場合、当該相当額を返金するものとします。尚、日割計算は行いません。
- 成婚退会時は、活動サポート役務提供完了の為、残期間の有無に係らず当社は、活動サポート費受領済みの場合でも返金も行いません。分割払いの場合は、会員は、残額を支払うものとします。

第12条(抗弁権の接続)

クレジット等割賦販売利用の場合、割賦販売法に基づき一定要件のもと当社に対して生じている事由をもって利用信販会社又はクレジットカード会社に対抗することができます。

第13条(登録抹消)

- 当社は、会員が会員の責務、その他本契約にて定める事項に違反し、当社が登録抹消を相当と判断した場合は、当該会員の登録を抹消することができます。
- 会員登録を抹消された会員は、会員としての権利をすべて失うものとし、登録抹消前に負担した義務又は債務については引き続き負担するものとします。
- 第1項に該当し退会となる場合は、第9条に該当しないため、受領金の返金も行いません。

第14条(個人情報の保護)

- 当社は、取得した個人情報(氏名又は個人を特定できる情報や住所、連絡先、学歴、家族構成、宗教の有無等の機微な個人情報を含む)を当社が提供する結婚を前提とした異性の紹介やイベント、パーティー、お見合い、セミナー、メール・電話・対面相談サービスのために利用します。
- 当社は、前項の利用目的に従い、結婚相手紹介に必要な情報の範囲を超えての取り扱いは致しません。
- 当社は、会員情報について、当社利用のシステムの故障による消失を防止するため必要な措置をとるものとします。また、会員は、やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、会員情報が消失することがあることをあらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、本人から個人情報の開示、訂正または削除の依頼を受けた場合は、当社の手続き規定に従って速やかに対応します。
- 当社は、個人情報への不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、漏洩などの危険に対して、当社の個人情報マネジメントシステムに従った安全対策を継続的に講じるよう努めます。
- 個人情報に関する問合わせ、開示、訂正または削除の依頼は、当社の個人情報保護管理者(お客様ご相談窓口)にて対応します。

第15条(同意による個人情報の開示等)

- 当社は、当社会員及び当社加盟のネットワークに参加する会員と会員が所属する組織以外の第三者に対し、会員のプロフィールデータその他のサービス利用に係る情報を開示又は漏洩しないものとします。「氏名」「メールアドレス」「電話番号」については、交際が成立した会員間において、会員が所属する組織を通じて開示します。尚、その他の開示は以下の場合になされます。
 - 会員の同意を得た場合
 - 個人情報を適切に管理するように契約により義務づけた業務提携先に対し、委託業務を遂行する範囲において個人情報を開示する場合
 - 当社又は業務提携先に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付する場合
 - サービスの利用に係わる金銭情務の特定、支払及び回収に必要な範囲において、クレジットカード会社その他の金融機関又は取引先等に情報を開示する場合
 - サービスの向上、新規サービスの開発、その他の業務に利用する目的において、会員個人を特定できない状態に加工した統計資料を作成し、これを業務提携先に開示する場合
 - 裁判所の命令、法令に基づく強制的な処分、その他裁判所及び行政の判断に従う場合

第16条(準拠法)

本契約は日本法に準拠して解釈されるものとします。

第17条(損害賠償)

会員は、他の会員、当社又は第三者に対し損害を与えた場合自己の責任と負担においてその損害を賠償しなければなりません。

第18条(免責事項)

- 当社は、以下の事項につき、その責任を負いません。
 - 当社が会員に提供するデータについて、その完全性、正確性、適法性、有用性等に関して、責任を負いません。常にプロフィールの記載事項を証明・保証するものではありません。
 - 当社の故意又は重過失以外の事由によりシステムの利用を通じて会員のパーソナルコンピュータ等にウイルスが侵入し損害が生じた場合、当社はその一切の責任を負いません。
 - 当社の故意又は重過失以外の事由により、サービス利用に起因して生じた会員間の紛争、会員間の個々の紛争、事故又は被害について、当社は、一切の責任を負いません。
 - 当社は、本契約に基づく会員によるサービス利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意又は重過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。
 - 当社の故意又は重過失以外の事由により会員情報が消失し、又は他者により改ざんされた場合、当社は技術的に可能な範囲で情報の復旧に努めるものとし、この消失又は改ざんにより生じた一切の損害の賠償義務を免れるものとします。

第19条(会員情報等の掲載停止、削除)

当社は、運営上不適当と判断した情報を、当社が定める運用方針に従い掲載停止又は削除することができます。但し当社は、当該情報を掲載停止又は削除する義務を負うものではありません。

第20条(違約金等)

- JBA、BU、良縁会、ノツエその他の提携協会のお見合いシステムにて成立したお見合いをキャンセルする場合、理由のいかんにかかわらず、会員は当社に対し10,000円(税込)の違約金を支払うものとします。尚、違約金の有無、発生事由、金額につき別紙にて定めがある場合は、その定めに従うものとします(以下同様)
- お見合い当日のキャンセルの場合、及び、30分以上の遅刻をしたことでお見合いが不可能と相手方が判断した場合、会員は当社に対し20,000円(税込)の違約金を支払うものとします。(お相手会員及びカウンセラーの交通費もご負担いただきます。)
- 交際承諾後、一度の出会ひもないまま交際を中止する場合、会員は当社に対し10,000円(税込)の違約金を支払うものとします。
- 成婚を隠蔽して退会した場合、会員は当社に対し所定の成婚料相当の違約金を支払うものとします。

第21条(中断・中止)

- 当社は、以下に該当と判断した場合、サービスを一時的に中断し又は恒久的に中止する場合があります。この場合、原則として事前に告知しますが、緊急の場合には告知なしに行うことがあります。これにより会員に損害が発生した場合、当社の故意又は重大過失による場合を除き当社は一切責任を負わないものとします。
 - 火災、停電、地震、台風、暴動、労働紛争、その他当社の責に帰さない事由により、サービスの提供ができない場合
 - 活用するシステムの保守を定期的には又は緊急に行なう場合
 - 行政その他よりサービス又は運営を禁じられた場合
 - 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
 - その他、運営上又は技術上、当社がサービスの一時的な中断を必要と判断した場合

第22条(効力の可分性)

本契約の条項の一部に無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。

第23条(合意管轄)

本契約に関する紛争について訴訟が必要である場合、当社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。